

令和 4 年度四万十町再犯防止推進計画委員会 (第 1 回委員会議事録・要旨)【調整中】

1. 日時 令和 4 年 7 月 6 日 (水) 10:00~11:30

2. 場所 四万十町役場東庁舎 2 階 町民活動支援室

3. 出席者

○委員

壬生直徳 (高幡保護区保護司会・会長/1 号委員)

中平憲子 (四万十町更生保護女性会・会長/1 号委員)

本井ゆき (しまんと町社会福祉協議会・相談支援係長/1 号委員)

廣田将和 (法務省高松矯正管区・更生支援企画課長/2 号委員)

東山和憲 (法務省高知保護観察所・企画調整課長/3 号委員)

山下恵介 (高知県警察本部窪川警察署・少年補導主任/3 号委員)

森太亮 (四万十町役場健康福祉課・総括技官保健師/3 号委員)

○事務局

長森伸一、輝平孝 (四万十町健康福祉課)

武内文治 (高幡保護区保護司会事務局長/計画策定事務補助業務受託者)

4. 傍聴者 1 名

5. 次第

開会、委嘱状交付

町長あいさつ

自己紹介

四万十町再犯防止推進計画委員会設置要綱について

委員長・副委員長の選任

協議事項

再犯防止に係る国の施策、町・県の現状

町再犯防止推進計画(案)の概要、構成、その他

閉会

【資料】

資料 1 : 委員名簿、委員会設置要綱、再犯防止に係る資料

資料 2 : 計画策定の概要

資料 3 : 計画(案)の構成

6. 議事録（要旨）

（1）開会、委嘱状交付、町長あいさつ

- ・事務局が当委員会の開会を宣言。
- ・町長から委員に委嘱状を交付し、あいさつと計画策定にむけた町の方針を説明。

（2）自己紹介

- ・委員及び事務局の自己紹介を行う。

（3）委員会設置要綱の確認、委員長・副委員長の選任

- ・事務局から委員会設置要綱を説明。委員長・副委員長の選任手続きを説明。

【資料1（P3～4）】

- ・委員長選任を委員会に諮る。事務局案が求められ、壬生委員を提案し全員が承認。
- ・壬生委員長就任あいさつ後、副委員長に中平委員を指名。中平委員了承。
- ・以後、壬生委員長が議長として会議を運営する。

（4）協議事項

（ア）再犯防止に係る国の施策及び、町・県の現状について

- ①「再犯防止に係る国の施策」について、廣田委員、東山委員から説明。

（廣田委員）

国の再犯防止推進計画の概要説明。再犯率の現状は「再犯率が49.1%（令和2年）。初犯者が減少する中で再犯が多い。再犯者に対して特に対策が必要。再犯防止の課題となる、仕事がない・住居がない・高齢である・障害があるなどの「生きづらさ」を地方公共団体並びに民間関係団体との連携を強め対応する必要がある。」「地域のネットワーク拠点の構築が求められる」「本年7月1日付けの高知県内の自治体における再犯防止推進計画策定状況35団体中、18団体策定済、うち個別計画3）。法務省HP「地方再犯防止推進計画リンク集を参考に」と説明し、配布資料の矯正施設と自治体等の連携した取組事例も参考に地域との連携の可能性について言及した。

（東山委員）

更生保護の概要を説明。「犯罪や非行した人が立ち直るには、犯罪や非行に至る“負のスパイラル”を断ち切ることが大切。それは、国の機関である保護観察所だけでは難しく、地域の保護司会や更生保護女性会等のボランティアの方々の協力がなければできなかった。この計画を通じて四万十町にも関わっていただき、保護司会等の方々と一体となって、罪の償い再出発しようとする人たちが孤立せ

ず、地域の一員として戻ってこられるような「地域のつながり」を創ってほしい」等と説明した。

②「町・県の再犯防止に係る現状」について、事務局より説明

【資料 1（P5～6）】

「1. 犯罪統計」は、本委員会の検討用資料として提供。誤解が生じる恐れがあるため、HP 等など外部に公表しない。

(イ)町再犯防止推進計画（案）の概要、構成について

①計画（案）の概要

【資料 2】計画の目的、スケジュール・重点施策の設定等を説明。

異議なく、説明の内容で計画策定を進めていくことを了承。

②計画（案）の構成

【資料 3】計画書の構成（案）を説明。

計画書には、文字だけでなく、再犯防止関係のイラストも使っていく。

異議なく、説明の内容で計画策定を進めていくことを了承。

(ウ)その他

事務局から次回委員会を 10 月ごろ開催予定で説明。

委員長から本会議を踏まえて、意見・提案等があれば事務局まで連絡を依頼。

(5) 閉会

議長が協議の終結を宣言し閉会。（午前 11 時 30 分）

以上（調整完了日：令和 4 年 10 月 日）

